

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
高知県人事委員会規則	ページ
◎高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正する規則 (3・31揭示)	1
◎職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則 (〃)	1
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	2
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (〃)	2
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (〃)	3
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (〃)	4
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正 (3・31揭示)	5

人事委員会規則

高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第21号
高知県人事委員会の会議に関する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会の会議に関する規則（昭和26年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。
（会議の公開）

第4条 会議は、委員の過半数の同意により公開することができる。
2 前項の規定に基づき公開により行われる会議の傍聴については、高知県人事委員会公開審理等傍聴規則（昭和38年高知県人事委員会規則第19号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日（揭示済）  
高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第22号**  
**職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則**

（職員の給与の支給等に関する規則の一部改正）

**第1条** 職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中

「医療福祉連携監」

を

「医療福祉連携監  
保健医療福祉災害対策監」

に、

「スポーツ振興監」

を

「スポーツ振興監  
畜産振興監」

に改め、「中央東県税事務所長」及び「福祉保健所長」を削り、同項3種の欄中「中央東県税事務所長及び」を削り、

「保健監」

を

「保健監  
福祉保健所長」

に改め、「療育福祉センター事務局長」及び「工業技術センター次長（総括）」を削り、「農業振興センター次長（中央東農業振興センター次長及び幡多農業振興センター次長を除く。）」を「中央西農業振興センター次長」に、「農業振興センター技術次長」を「農業振興センター技術次長（中央西農業振興センター技術次長を除く。）」に改め、「農業大学校事務局長」及び「安芸土木事務所和食ダム建設事務所長」を削り、同表教育委員会の項3種の欄中

「教育センターの部長」

を

「教育センター総務企画部長  
教育センター専門研修部長  
教育センター学校支援部長」

に改める。

第5条の2第1項の表中

「

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

」

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 3級地 | 愛知県 | 名古屋市  |
| を   |     |       |
| 3級地 | 埼玉県 | さいたま市 |
|     | 愛知県 | 名古屋市  |

に改める。  
（職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

**第2条** 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年高知県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「9パーセント級地 100分の9」を「8パーセント級地 100分の8」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同項第7号中「5パーセント級地 100分の5」を「4パーセント級地 100分の4」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8） 1パーセント級地 100分の1

附則別表中

|           |     |      |
|-----------|-----|------|
| 11パーセント級地 | 愛知県 | 名古屋市 |
| 10パーセント級地 | 大阪府 | 東大阪市 |

を

|           |     |       |
|-----------|-----|-------|
| 10パーセント級地 | 埼玉県 | さいたま市 |
|           | 愛知県 | 名古屋市  |
|           | 大阪府 | 東大阪市  |

に、「9パーセント級地」を「8パーセント級地」に、「5パーセント級地」を「4パーセント級地」に、

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 2パーセント級 | 宮城県 | 名取市 |
|---------|-----|-----|

|   |     |     |
|---|-----|-----|
| 地 | 福井県 | 福井市 |
|   | 岡山市 | 岡山市 |
|   | 香川県 | 高松市 |

を

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| 2パーセント級地 | 岡山市 | 岡山市 |
|          | 香川県 | 高松市 |
| 1パーセント級地 | 宮城県 | 名取市 |
|          | 福井県 | 福井市 |

に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第23号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中「地域産業振興監（安芸地域担当、物部川地域担当、高幡地域担当及び幡多地域担当に限る。）」を「地域産業振興監（幡多地域担当に限る。）」に改め、「中央西福祉保健所長」及び「幡多福祉保健所長」を削る。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

**高知県人事委員会規則第24号**

**公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 須崎市教育委員会の項中

|     |                |
|-----|----------------|
| 事務局 | 教育次長 課長<br>推進監 |
|-----|----------------|

を

|          |        |
|----------|--------|
| 事務局      | 課長 推進監 |
| 学校給食センター | 所長     |

に改め、同表宿毛市の項中

|            |     |       |
|------------|-----|-------|
|            | 中学校 | 校長 教頭 |
| 選挙管理委員会事務局 | 局長  |       |

を

|  |     |       |
|--|-----|-------|
|  | 中学校 | 校長 教頭 |
|--|-----|-------|

に改め、同表香美市の項中

|      |    |                                        |
|------|----|----------------------------------------|
| 市長部局 | 本庁 | 会計管理者 参事<br>課長 職員班長<br>財政班長 福祉<br>事務所長 |
|      | 支所 | 支所長                                    |

|       |            |                   |
|-------|------------|-------------------|
|       | 出張所        | 出張所長              |
|       | ふれあい交流センター | 所長                |
| 教育委員会 | 事務局        | 教育次長 課長<br>主監 対策監 |

を

|       |     |                                                                            |
|-------|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 市長部局  | 本庁  | 会計管理者 参事<br>課長 総務課長<br>補佐（人事を担当する者に限る。）<br>財政課長補佐<br>（財政を担当する者に限る。） 福祉事務所長 |
|       |     | 支所                                                                         |
|       | 出張所 | 出張所長                                                                       |
| 教育委員会 | 事務局 | 教育次長 課長<br>主監 対策監 教育企画監                                                    |

に改め、同表本山町町長部局病院の項中「副院長」を「副院長 部長 副部長 参事」に、「医長 総看護部長 副看護部長」を「事務次長 副看護部長」に、「看護師長」を「看護師長 医長」に改め、同表大豊町教育委員会事務局の項中「教育次長 参事」を「教育次長」に改め、同表いの町町長部局本庁の項中「紙の博物館長」を「紙の博物館長 参事」に改め、同表仁淀川町町長部局総合支所の項中「課長」を「課長 参事」に改め、同表仁淀川町教育委員会事務局の項中「教育次長」を「教育次長 参事」に改め、同表四万十町町長部局本庁の項中「政策監」を「政策監 参事」に改める。

別表第2 高知県競馬組合の項中「事務局長」を「事務局長 参事」に改める。

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

~~~~~

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第25号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

安芸郡東洋町生見758-3	産業政策課員駐在所	1級
---------------	-----------	----

を削り、

安芸郡東洋町野根丙1675-1	室戸警察署野根駐在所	3級
安芸郡馬路村馬路443	産業政策課員駐在所	2級

を

安芸郡東洋町野根丙1675-1	室戸警察署野根駐在所	3級
-----------------	------------	----

に改め、

土佐郡大川村小松27-1	大川村役場	2級
--------------	-------	----

及び

吾川郡仁淀川町名野川423-2	佐川警察署名野川駐在所	2級
-----------------	-------------	----

を削り、

高岡郡中土佐町大野見奈路482	須崎警察署大野見駐在所	2級
高岡郡禰原町禰原1444-1	産業政策課員駐在所	2級

を

高岡郡中土佐町大野見奈路482	須崎警察署大野見駐在所	2級
-----------------	-------------	----

に改める。

別表第2中

〃	産業政策課員駐在所	
---	-----------	--

を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第26号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中

「事務局長 次長 課長 課長補佐 秘書室長」

を

「事務局長 次長 課長 課長補佐 秘書室長

秘書室の主任、主幹、主査及び主事」

に改め、同表知事部局の本庁の項中「スポーツ振興監」を「スポーツ振興監 畜産振興監」に改め、同表知事部局の出先機関の項中「療育福祉センターの事務局長及び部長」を「療育福祉センターの事務局長及び部長並びに発達障害者支援センター所長」に改め、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「課長補佐」を「課長補佐 魅力化戦略推進監」に、「教職員・福利課の人事企画、働き方改革推進及び給与担当のチーフ」を「教職員・福利課の教職員採用、人事企画、働き方改革推進及び給与担当のチーフ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日（掲示済）

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第1の4級の知事部局の項中
「事業調整主任」

を
「事業調整主任
林業普及指導員（3等級）」
に改め、同表の5級の知事部局の項中
「福祉保健所の室長」

を
「福祉保健所の室長
事務局長（3等級）」
に改め、同表の5級の教育委員会の項中
「課長補佐」

を
「課長補佐
魅力化戦略推進監」

に、
「事務所の次長」

を
「事務所の次長
教育センターの部長（3等級）」

に改め、同表の6級の知事部局の項中「事務局長」を「事務局長（2等級）」に改め、同表の6級の教育委員会の項中「教育センターの部長」を「教育センターの部長（2等級に限る。）」に改め、同表の7級の知事部局の項中

「スポーツ振興監」

を
「スポーツ振興監
畜産振興監」

に、
「土木技術監」

を
「土木技術監
港湾振興監」

に、
「中央東県税事務所長
中央西県税事務所長
安芸福祉保健所長
中央東福祉保健所長

須崎福祉保健所長」

を
「中央西県税事務所長
療育福祉センター長
中央児童相談所長
中央東土木事務所長」
に改め、同表の7級の項中

監査委員事務局	事務局次長
---------	-------

を

議会事務局 監査委員事務局	事務局次長
------------------	-------

に、

収用委員会事務局	事務局長
----------	------

を

労働委員会事務局 収用委員会事務局	事務局長
----------------------	------

に改め、同表の8級の知事部局の項中「港湾振興監」、「中央西福祉保健所長」、「幡多福祉保健所長」、「療育福祉センター長」、「中央児童相談所長」及び「中央東土木事務所長」を削り、同表の8級の項中

教育委員会	教育次長 教育振興監
議会事務局	事務局次長
労働委員会事務局	事務局長

を

教育委員会	教育次長 教育振興監
-------	---------------

に改める。

別表第7の4級の項中
「職員健康推進監」
を
「職員健康推進監
保健医療福祉災害対策監」
に改める。